

実質化された人・農地プランの公表について

【 富 岡 地 区 】

実質化された人・農地プランについて、次のとおり公表します。

公表日：令和5年2月28日

1 協議の場を設けた区域の範囲

富岡地区（11集落）

- ・田川集落
- ・佐野集落
- ・土器崎集落
- ・辻集落
- ・市川集落
- ・原林・鳥山・石沢集落
- ・大鐘・湯名集落
- ・今間集落
- ・根岸集落
- ・上根岸集落
- ・八万台集落

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月28日

3 今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

別紙のとおり

4 農地中間管理機構の活用方針

別紙のとおり

5 今後の地域農業のあり方

別紙のとおり

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(田川集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.1 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	32.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	13 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・自耕作の比率が高く、その他の農地も近隣市からの法人(認定農業者)2者で全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	農業者A	水稻	2.32 ha	水稻	2.32 ha	
認農	法人X	水稻	4.30 ha	水稻	4.52 ha	
認農	法人Y	水稻	1.06 ha	水稻	4.56 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		7.68 ha		11.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

現在、自耕作が多いが、今後耕作の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(佐野集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	13.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	10 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.7 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・自耕作の比率が高く(集落内の内の約5割)、その他の農地も近隣の認定農業者により全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者B	水稻	0.96 ha	水稻	1.30 ha	
	農業者C	水稻	0.97 ha	水稻	0.97 ha	
	農業者D	水稻	1.20 ha	水稻	1.20 ha	
	農業者E	水稻	1.11 ha	水稻	1.33 ha	
認農	農業者F	水稻	0.21 ha	水稻	2.48 ha	
	農業者G	水稻	0.98 ha	水稻	1.15 ha	
認農	農業者H	水稻	0.59 ha	水稻	2.07 ha	
	農業者I	水稻	0.73 ha	水稻	1.21 ha	
計	経営体		6.75 ha		11.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

現在、自耕作が多いが、今後耕作の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(土器崎集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.1 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	15.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.0 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	9.2 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	2.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	20.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・水田については営農組合に集落の農地の約4割が集積され、耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手については、営農組合及び中心経営体で担っていく。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

営農組合及び中心経営体にて集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者B	水稻	7.40 ha	水稻	11.66 ha	
	農業者J	水稻	2.65 ha	水稻	3.03 ha	
	農業者C	水稻	1.84 ha	水稻	1.95 ha	
認農	農業者K	水稻	1.21 ha	水稻	1.21 ha	
認農	農業者H	水稻	0.25 ha	水稻	0.30 ha	
認農	農業者F	水稻	0.43 ha	水稻	0.43 ha	
	農業者L	水稻	0.00 ha	水稻	0.94 ha	
	農業者M	水稻	0.00 ha	水稻	0.77 ha	
計	経営体		13.78 ha		20.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・貸付されている農地については団地化が図られ集約されているが、今後耕作の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(辻集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	15.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.7 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	8.4 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	1.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.1 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われているが、一部田を畑に転換して露地野菜も行われている。 ・水田については、認定農業者に集落内農地のうち約5割が集積され耕作されており、残りが自耕作である。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者N	水稻	3.06 ha	水稻	3.60 ha	
認農	農業者B	水稻	1.76 ha	水稻	2.58 ha	
認農	農業者H	水稻	1.11 ha	水稻	2.18 ha	
認農	法人Z	露地野菜	0.40 ha	露地野菜	0.77 ha	
	農業者O	水稻、露地野菜	0.93 ha	水稻、露地野菜	0.93 ha	
			ha		ha	
計	経営体		7.26 ha		10.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(市川集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	3.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	2.7 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・梨農家が3軒、水田については自耕作及び地域の認定農業者に集積され耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手については、中心経営体で担っていく。 ・貸付されている農地については団地化が図られ集約されているが、今後、上記農地の引受については、土地改良区等が利用調整を図り、集約化を図っていく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・引続き、梨及び水稲を中心とした土地利用型農業を行っていく。 ・田については中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。
--

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者P	梨	0.26 ha	梨	0.26 ha	
	農業者Q	梨	0.34 ha	梨	0.34 ha	
認新	農業者R	梨	0.16 ha	梨	0.16 ha	
	農業者S	梨	0.59 ha	梨	0.59 ha	
	農業者T	露地野菜	0 ha	露地野菜	0.62 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		1.35 ha		1.97 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・水田の自耕作農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、梨と水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

梨については、新規就農者の参入もあり、なお一層の拡大に努めている。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(原林・鳥山・石沢集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.5 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	1.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	1.4 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.8 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・自耕作及び近隣の認定農業者により全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者U	水稻	0 ha	水稻	0.08 ha	
	農業者V	露地野菜	0.76 ha	露地野菜	0.76 ha	
	農業者M	水稻	ha	水稻	ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		0.76 ha		0.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

現在、自耕作が多いが、今後耕作の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(大鐘・湯名集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.4 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	10.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	5.2 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.7 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・農地は地域の認定農業者、隣接市の認定農業者・法人が担い、全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者H	水稻	1.80 ha	水稻	2.08 ha	
認農	農業者W	水稻	0.86 ha	水稻	2.45 ha	
	農業者X	水稻	0.85 ha	水稻	2.25 ha	
認農	法人Y	水稻	0.57 ha	水稻	0.57 ha	
	農業者Y	水稻	0.74 ha	水稻	0.83 ha	
	農業者O	水稻	0.37 ha	水稻	0.37 ha	
	農業者Z	水稻	0.56 ha	水稻	0.66 ha	
	農業者AA	水稻	0.46 ha	水稻	0.46 ha	
計	経営体		6.21 ha		9.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(今間集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	8.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	5.5 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.7 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・農地は地域の認定農業者が担い、全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者H	水稻	2.52 ha	水稻	3.02 ha	
	農業者AB	水稻	1.03 ha	水稻	1.40 ha	
	農業者AC	水稻	0.40 ha	水稻	0.40 ha	
認農	農業者U	水稻	0 ha	水稻	0.52 ha	
認農	農業者F	水稻	0.4 ha	水稻	0.40 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		4.35 ha		5.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(根岸集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.0 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	9.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	6.1 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・農地は地域の認定農業者が担い、全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者F	水稻	3.4 ha	水稻	5.41 ha	
	農業者AD	水稻	0.2 ha	水稻	1.14 ha	
認農	農業者U	水稻	0 ha	水稻	0.79 ha	
認農	法人Y	水稻	0 ha	水稻	0.15 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		3.60 ha		7.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(上根岸集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.9 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	6.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	2.8 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が水田で水稻を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・農地は地区内の認定農業者が担いつつ、自耕作を含め全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者F	水稻	0.10 ha	水稻	1.88 ha	
	農業者AE	水稻	0.28 ha	水稻	0.59 ha	
	農業者AF	水稻	0.50 ha	水稻	0.57 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		0.88 ha		3.0 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、水稻を中心とした営農が営まれており、今後も同様の農業経営の継続が見込まれている。水稻は、主食用を中心に飼料用米を組み合わせた生産が行われている。

・米の消費減を背景に、米価は厳しさが増していることから、飼料用米などの転換・拡大や補助事業導入等により、中心経営体等担い手の営農継続を図る。また、後継者の育成や新規就農者の受け入れを促進する。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
木更津市	富岡地区(八万台集落)	令和5年2月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は農業者の農地面積の合計	6.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
i うち後継者がいない農業者(地権者)の耕作面積の合計	1.7 ha
ii うち後継者がいる農業者(地権者)の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地域全体が畑地で露地野菜(多品目・ブルーベリー)を中心とした土地利用型農業が行われている。 ・農地は地区内の認定農業者が担いつつ、自耕作を含め全域耕作されている。 ・今後、小規模の自耕作者が耕作を辞めた場合の新たな農地の受け手の確保については、検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者等に集約するとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する体制の整備を進める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受の意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者AG	露地野菜	2.04 ha	露地野菜	2.04 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	経営体		2.04 ha		2.0 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

① 農地集約の取組方針

・農地は広く認定農業者が担っているが、今後、現在自耕作の農地の引受依頼が生じた際は中心経営体が引受先として機能していく。なお、効率的な作業を実現するため、富岡土地改良区が土地利用調整機能を発揮することで、農地の面的集積の実現を図る。

② 農地中間管理機構の活用方針

・現在、農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も本体制の強化を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進及び営農の継続が困難となった耕作者が発生した場合には、農地中間管理機構と富岡土地改良区が連携して農地の利用調整を図っていく。

③ 担い手の営農確保の方針

・当地は、露地野菜・ブルーベリーを中心とした営農が営まれており、今後も中心経営体と自耕作により同様の農業経営の継続が見込まれる。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

・イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマなどの農作物被害が生じていることから、今後の発生状況に応じて、電気柵やわなの設置等必要な対策を講じる。

